

ディスカバリーパーク焼津温水プール

管理運営仕様書

令和7年7月

焼津市

目 次

1	運営の条件	1
2	施設の管理運営業務に関する内容及び基準	
(1)	入場許可及び使用許可	1
(2)	施設、設備の維持管理業務	1
(3)	備品等の補充、修繕、点検	2
(4)	市と指定管理者の業務区分とリスク分担等	2
(5)	設備の設置	2
(6)	利用料金	2
(7)	自主事業	2
(8)	小・中学校水泳授業の受け入れについて	3
(9)	地域クラブ活動等への協力について	3
(10)	災害時における市及び地域との協力	3
(11)	運営業務	3
(12)	供用日及び供用時間に関する事項	3
(13)	温水プールにおけるプリペイドカードの取扱い	3
(14)	その他	3
3	施設の管理に関する業務の内容	
(1)	総合清掃管理業務	3
(2)	総合設備管理業務	4
①	常駐設備運転管理業務	4
②	設備定期点検保守管理業務	5
4	環境衛生管理業務	
(1)	空気環境測定業務	6
(2)	受水槽清掃及び飲料水水質検査業務	6
(3)	プール水水質検査業務	7
(4)	害虫等防除業務	7
5	監視管理業務	7
6	事業報告書の作成	7

<別紙>

(別紙1)	清掃作業基準表	9
(別紙2)	日常清掃作業内容表	10
(別紙3)	定期清掃作業内容表	11
(別紙4)	設備日常巡視点検基準表	12
(別紙5)	設備定期点検保守管理業務表	18
(別紙6)	別記(監視管理業務関係)	19
(別紙7)	リスク分担表	22
(別紙8)	市及び指定管理者の業務区分表	23
(別紙9)	温水プール備品一覧	24
(別紙10)	自主事業の実施について	27

ディスカバリーパーク焼津温水プール管理運営業務の仕様

ディスカバリーパーク焼津温水プール（以下「温水プール」という。）の管理運営業務の仕様は以下のとおりです。

1 運営の条件

- (1) 市民の利用を最優先に考えること。
- (2) 市民サービスの向上を図ること。
- (3) 利用者の意見を反映させること。
- (4) 市民の平等かつ公平な利用の確保を図ること。
- (5) 施設管理経費の節減を図ること。
- (6) 個人情報の保護を図ること。
- (7) 温水プールの効用を最大限発揮させること。
- (8) 施設等の適切な維持管理を行うこと。
- (9) 関係法令の遵守及びプールの利用者の安全確保を図ること。

※関係法令の遵守について

指定管理者は、本仕様書及び次に掲げる法令等により、管理運営業務を適切に行うものとします。

- ① 焼津市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成 16 年焼津市条例第 18 号）
- ② 焼津市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則（平成 16 年焼津市規則第 17 号）
- ③ ディスカバリーパーク焼津条例（平成 9 年 3 月 31 日条例第 34 号）
- ④ ディスカバリーパーク焼津条例施行規則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 15 号）
- ⑤ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- ⑦ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ⑧ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ⑨ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ⑩ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ⑪ 焼津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月 19 日条例第 22 号）
- ⑫ 焼津市情報公開条例（平成 18 年焼津市条例第 2 号）
- ⑬ その他管理運営等に係る関係法令

2 施設の管理運営業務に関する内容及び仕様

- (1) 入場許可及び使用許可
ディスカバリーパーク焼津条例（平成9年焼津市条例第34号。以下「条例」という）第5条の入場及び使用の制限を遵守して、入場及び使用の許可を行います。
- (2) 施設、設備の維持管理業務
 - ア 資産価値を増進する増築・改良工事については、市と指定管理者が事前に協議を行い、市の負担により市が行います
 - イ 建物、設備、付帯設備の点検・保守は指定管理者の負担により指定管理者が行いま

- す。
- (3) 備品等の補充、修繕、点検
- ア 既存の備品（別紙9を参照）のほか、指定管理者が補充した備品は、管理が終了したときは原則として撤去して原状回復します。
- イ 既存の備品を含み、保守・修繕・点検・廃棄については、事前に市と協議します。
- ウ プールろ過装置用セラミックエレメントについて、使用時間に応じろ過機能が低下するため5年間で180本程度購入し補充してください。
- ・セラミックエレメントKD-AE#10 φ70/φ40×50L（日本ポール社）
- (4) 市と指定管理者の業務区分とリスク分担等
- ① 業務区分
- 市と指定管理者の業務区分は、別紙8のとおりです。
- ただし、仕様書に定める事項で疑義がある場合又は定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者が協議のうえ、業務区分を決定します。
- ② リスク分担
- 市と指定管理者のリスク分担は、別紙7を参照してください。
- ただし、別紙7に定める事項で疑義がある場合又は定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者が協議のうえ、リスク分担を決定します。
- ③ 修繕等の負担区分
- 市と指定管理者の建物、設備等の修繕、備品等の修繕、更新等の負担区分は、別紙8を参照してください。
- ただし、別紙8に定める事項で疑義がある場合又は定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者が協議のうえ、負担区分を決定します。
- (5) 設備の設置
- ア 利用券自動発売機の設置
- リース契約し設置してください。
- イ コインロッカーの設置
- リース契約し設置してください。
- (6) 利用料金
- ア 利用料金の設定及び収受に関する業務を行います。利用料金は、条例に定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定め、指定管理者が収入として収受します。
- イ 指定管理者が提案する利用料金については、近隣の類似施設等の利用料を勘案し、適切なものを提案してください。
- ウ 利用料金の減免は、条例第10条を適用します。
- (7) 自主事業
- ア 施設の利用促進のため、指定管理者のもつノウハウを活用し新しい工夫を取り入れた自主事業（条例で定める利用料金以外の料金を徴収したり、売上金を得る事業）の実施を行うことができます。なお、自主事業の実施は、原則、「自主事業について」（別紙10）で示された時間帯とし、あらかじめ市の承認を受けていただきます。
- イ 自主事業による収益は指定管理者が収受しますが、事前に市と協議の上適正な料金設定を提案していただきます。
- ウ 自主事業が施設の目的に反する場合や、公共施設としての運営上不適切である場合は承認しないことがあります。（事業計画において提案された自主事業は、指定期間開始時に一括して承認することができるものとします）。
- エ 自主事業の周知については、指定管理者の負担により機関紙等を発行し広告することができるものとします。なお、学校を通しての周知・募集は事前に市と協議してください。

- オ 施設内の自動販売機の設置や水泳帽子などの販売等は、自主事業となります。
- (8) 小・中学校水泳授業の受け入れについて
市内小・中学校水泳授業の受け入れ及び指導補助について協力してください。実施日程や時間帯等については、市と協議して決定するものとします。授業の都合により、開館前の時間帯に水泳授業を実施することもあります。（想定は1コマ1時間程度、全体で100コマ程度）
- (9) 地域クラブ活動等への協力について
地域クラブ活動等の地域のスポーツ団体による施設の使用に協力するようにしてください。
- (10) 災害時における市及び地域との協力
常時から災害に対応できる体制を整備し、災害時及び防災訓練時において、市及び地域との協力を行っていただきます。また、当施設は、隣接する天文科学館が津波避難ビルに指定されているため連携して対応できるようにしてください。
- (11) 運営業務
温水プールの運営に係る経費（人件費、消耗品費等）及び施設の維持管理費（光熱水費、保守点検費、清掃等委託料、小破修繕等）及びその他運営諸経費は、指定管理者が負担します。
- (12) 供用日及び供用時間に関する事項
施設の供用日及び供用時間は、条例第3条及び4条の規定によります。
- (13) 温水プールにおけるプリペイドカードの取扱い
指定期間開始前に発行したプリペイドカード(回数利用券)は、そのまま使用できることとします。これに係る利用料金収入は、プリペイドカード発行時の指定管理者より引き継いでください。
- (14) その他
各種業務において問題がある場合は、直ちに対応するとともに市に報告してください。

3 施設の管理に関する業務の内容

温水プールの円滑な運営により、来訪者に安全で衛生的な環境を提供し、また、建物の諸設備を最良の状態に維持することにより省エネルギー化及び施設の延命を図ります。

- (1) 総合清掃管理業務
- ① 日常清掃管理業務
別紙清掃作業基準表(別紙1)及び日常清掃作業内容表(別紙2)を参考に実施するものとします。利用の頻繁な場所あるいは時期については、汚れの状況に応じて行い、全館が常態として清潔に保たれるよう実施します。
- ア 日常清掃
イ その他市が指示する業務
(業務執行上の留意点)
- ア 清掃にあたっては、ガソリン、ベンジン等引火性の危険物を使用しないこと。火気及び衛生にも十分配慮すること。
- イ 水の使用にあたっては、特に床上のコンセントや設備備品の保全に留意すること。
- ウ 床をはじめ施設、設備を損傷しないよう十分留意すること。万一損傷等をした場合は、市と協議の上、指定管理者の責任において速やかに補修するか、賠償しなければならない。
- エ 便所については次のとおりとする。
- (ア) 回数は、日常清掃作業内容表に定めるほか、市が必要と認めた時随時行うこと。
- (イ) 便器等の汚れは、専用洗剤でよく洗い、塩酸等の薬品の使用はなるべく避けること。

- (ウ) 便所内のゴミ箱、汚物入れの汚物は、随時処理すること。
- オ 玄関入口は人の出入りが頻繁なため、特に入念に行うこと。
- カ 廃棄物の処理は指定された集積場に毎日計画的に収集すること。また、不燃物については定められた日に搬出すること。
- キ 常時巡回し常に清潔が保たれるよう必要な清掃を行うこと。

②定期清掃業務

別紙清掃作業基準表(別紙1)及び定期清掃作業内容表(別紙3)を参考に実施するものとします。

(業務上の注意)

床面保護に使用するワックスは市の許可を得た物を使用すること。

(2) 総合設備管理業務

①常駐設備運転管理業務

(業務内容)

別紙設備日常巡視点検基準表(別紙4)を参考に実施し、日常点検、各設備履歴データを基に、予防保全の視点に立ち、設備維持管理計画、業務計画を立案し実施記録を保管すること。異常個所については、直ちに市に報告するとともに、適切な処置を行うこと。

- ア 業務計画の作成業務(官庁検査、定期保守業務を含む。)
- イ 事故、非常時等の緊急対応の手引書の作成及び訓練業務
- ウ 点検記録の整理、解析、保管業務(エネルギー消費量等)
- エ 主要設備機器の管理台帳作成、保管業務
- オ 消耗品、工具、測定器、予備品等の台帳の作成及び納品、保管業務
- カ 関係図面、図書類の整理、保管業務
- キ 関係法令に基づく関係官庁への各種申請、報告業務
- ク 官庁検査、修繕工事等の立会い業務
- ケ 関係部署、関係会社への連絡業務
- コ 業務日報、月報の作成業務
- サ 軽微な修繕
- シ その他設備管理上必要と認める業務及び市が指示する業務

運転・監視機器の概要

ア) 電気設備

- ・屋内キュービクル高圧受電設備 三相三線式6.6KV
- ・変圧器容量 600KVA
- ・電灯・コンセント 105/210V
- ・動力設備 三相三線式210V
- ・電話設備
- ・電気時計、拡声設備
- ・TV受信設備
- ・ITV設備
- ・インターホン設備

イ) 空調設備

- ・熱源機器 空冷ヒートポンププール系1基
空冷ヒートポンプ居室系1基
熱交換器床暖房用1基
熱交換器 25mプール用
小・幼児プール用
- ・空気調和機設備

- 空気調和機プール系 1 基
- 居室系 1 基
- ファンコイルユニット28台
- 全熱交換器 5 台
- 給排気ファン0.75～0.02KW 21台
- ・ポンプ類 3.7～0.75KW 3 台
- ・自動制御設備 セービック 各 1 台
- ウ) 給排水設備
 - ・市水受水槽 有効 9 m³ 1 基
 - ・他水槽
 - ・貯湯槽、蓄熱槽 各12m³
 - ・加圧給水ポンプ 0.75KW 2 台
 - ・雑用水ポンプ 5.5KW～0.15KW 7 台
 - ・雨水再利用設備 1 式
 - ・電気温水器 1 台
- エ) 昇降機設備
- オ) 消防設備
 - ・消火器 10型ABC粉末消火器 8 個
 - ・屋内消火栓 3 基
 - 消火栓ポンプ 3.7KW 1 台
 - ・自動火災報知設備 P型1級 10窓
 - スポット型感知器 (差動、補償式) 37個
 - スポット型感知器 (定温式) 10個
 - 煙感知器 45個
 - 発信機 3 個
 - 表示灯、電鈴 3 個
 - ・誘導灯、誘導標識 10個
 - ・防火戸、防火シャッター連動設備
 - 煙感知器 4 個
 - シャッター 2 基
 - 防火戸 1 基
 - ・排煙設備 手動排煙窓 1 式
 - ・非常警備設備
 - 増幅器 1 台
 - スピーカー 46個
 - 音量調節器 24個
 - 予備電源 1 式
- カ) 合併浄化槽設備230人槽 1 式
 - 移送ポンプ0.25KW 2 台
 - 放流ポンプ0.25KW 2 台
 - 送風機 3 台
- キ) セラミック濾過装置 1 式 (エレメント25mプール242本、小プール55本)
- ク) 太陽熱利用設備 1 式
- ケ) 屋外噴水装置 1 式
- コ) 自動扉設備 1 式

②設備定期点検保守管理業務

日常点検業務の範囲でできない精密点検、機能調整、法定点検、法定検査について

年間計画の中に組み込み設備の効率的運用によりLCC(ライフサイクルコスト)の向上、設備機器の延命を図ります。

別紙「設備定期点検保守管理業務表(別紙5)」を参考としてください。

- ・空調設備定期点検保守管理業務
- ・空調自動制御機器保守点検業務
- ・給水設備定期点検保守管理業務
- ・合併浄化槽法定定期点検保守管理業務
- ・自動ドア保守点検業務
- ・消防用設備法定定期点検保守管理業務(防火対象物定期点検業務含む)

4 環境衛生管理業務

(1) 空気環境測定業務

「遊泳用プールの衛生基準について(平成19年5月28日 厚生労働省健康局長通知 健発0528003号)」に基づき、空気環境の測定を実施します。

ア 測定対象

温水プール	延床面積	2,242㎡
	階床数	2階
	測定点	5ポイント

イ 測定項目

浮遊粉塵量、一酸化炭素濃度、炭酸ガス濃度、温度、相対湿度、気流

ウ 測定点の設定

測定点は、全館を通して5ポイントとし、ポイントごとに室内中央床上75cm～120cmの間及び外気取り入れ口前とする。

エ 測定回数

2ヶ月に1回、年6回実施し、ポイントごとに同一場所を1日3回測定し、その平均値をその日の数値とする。

オ 記録及び報告

測定の結果は、各ポイントの平均値を算出し適法な記録用紙に記入の上、報告するものとする。

カ 測定器具

測定に使用する各種測定機器及び消耗品は指定管理者が準備する。

(2) 受水槽清掃及び飲料水水質検査業務

ア 受水槽清掃消毒作業

実施回数	年1回
対象	温水プール 有効 9㎡ 1基

イ 遊離残留塩素検査

実施回数	週1回(年1回指定検査機関による検査含む。)
検査項目	色、濁り、臭い、味、残留塩素

ウ 16項目水質検査

実施回数	年2回
検査項目	一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度、濁度

エ 11項目水質検査

実施回数	年1回(6月1日～9月30日)
検査項目	シアン化物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、クロロホルム、

ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン
(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及
びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)、トリクロロ酢酸、ブ
ロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド

(3) プール水水質検査業務

ア 6項目水質検査

実施回数 月1回(大プール系統、小プール系統それぞれ及び噴水広場使用時)

検査項目 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、遊離残留塩素、一般細菌、大腸菌群

イ 総トリハロメタン検査

実施回数 年1回(6月1日～9月30日)

検査項目 総トリハロメタン

ウ レジオネラ属菌検査

実施回数 年1回(大プール系統、小プール系統それぞれ)

検査項目 レジオネラ属菌

(4) 害虫等防除業務

温水プール内における、ねずみ及び衛生害虫等を駆除し、衛生的環境を維持するため防除作業を行います。

ア 対象害虫

ねずみ、ゴキブリ、アカイエカ、チョウバエ、ダニ類

イ 対象施設及び実施回数

年2回実施します。なお、薬剤散布時には、食器、食物等の片づけを実施し、安全施行されるよう配慮してください。

5 監視管理業務

不特定多数かつ老若男女が利用する施設であり、一時の監視不備が最悪な事態をもたらすことが予想されるので、人命尊重を第一にして次の監視管理業務を行います。なお、人員配置要件及び勤務体制等は別記(別紙6)を参考に作成してください。

- (1) 遊泳者の監視、救護など遊泳者の事故を防止するための指導及び事故時における適切な処理業務
- (2) 入場者の受付・案内業務及び使用料等の集計に関する事務
- (3) 駐車場、自転車置場の整備及び周辺の交通誘導、整理
- (4) 駐車場の開閉に伴う施錠(施錠及び駐車場で生じたトラブル対応等については、ディスカバリーパーク焼津天文科学館と協議して行うものとします。)
- (5) 盗難、火災、傷害などの事故防止及び事故発生時の適切な措置
- (6) 放送による連絡、案内及び注意事項等の指導
- (7) 吸排水口付近における監視員の目視による安全管理の徹底と監視

6 事業報告書の作成

(1) 年度計画書の提出

下記の事項を記載した翌年度の年度計画書を、前年度の2月末までに市(提出先は生きがい・交流部スポーツ課)へ提出してください。なお、温水プール及び青峯プールの各々の内訳がわかるように作成します。

ア 月別事業予定表

イ 収支予算

ウ その他市が必要と認める事項

(2) 日報、各種帳票類の作成

日報等を作成し、施設運営及び利用実績を記録してください。

(3) 月次報告書の提出

毎月初めに、下記の事項を記載した前月分の月次報告書を市へ提出してください。
なお、青峯プール及び温水プールの各々の内訳がわかるように作成します。

- ア 有料利用者数
- イ 利用料金収入
- ウ 自主事業の収入
- エ その他市が必要と認める事項

(4) 事業報告書の提出

毎年度終了後30日以内に下記の事項を記載した事業報告書を市へ提出してください。

また、毎年度10月末までに中間事業報告書として市へ提出してください。

- ア 管理に関する業務の実施状況
- イ 管理にかかる経費の収支状況
- ウ 施設の利用状況
- エ その他市が必要と認める事項

年度途中で指定を取り消されたときは、当該年度のその取り消された日までの間の事業報告書を提出していただきます。

(5) その他報告書の提出

その他必要に応じて、市から利用状況等についての報告書の提出を求めることがあります。

(別紙1) 清掃作業基準表

清 掃 箇 所	日 常 清 掃																定 期 清 掃			
	カー ペ ット 吸 塵 清 掃	床 面 掃 き 清 掃	床 面 拭 き 清 掃	紙 屑 処 理	灰 皿 清 掃	ド ア 拭 き 清 掃	マ ット 清 掃	衛 生 陶 器 洗 浄	鏡 み が き	ペ ー パ ー 水 石 鹼 補 給	手 摺 拭 き 清 掃	流 し 台 清 掃	茶 殻 処 理	外 周 ゴ ミ 拾 い 掃 き		カ ー ペ ット ス チ ーム	床 面 洗 浄	床 面 ワ ック ス	窓 ガ ラ ス	
作業箇所	床 材	面 積																		
1階玄関ホール	磁器タイル	199.15		○	○	△		適										□		
風除室	磁器タイル	12.00		○	○			適										□		
事務室1	ビニルタイル	24.00		◇	◇	△												□	□	
事務室2	ビニル床	20.00		◇	◇	△												□	□	
廊下1	ビニルタイル	11.00		○	○													□	□	
職員用更衣室	ビニルフロ	11.00		◇	◇	△												□	□	
職員用更衣ブース	フローリング	7.20		◇	◇	△												□	□	
身障者用更衣室	フローリング	15.00		○	○	○												□	□	
便所(ホール)	磁器タイル	19.69		◎	◎	△			△	○	○	△	△					□		
身障者用便所ホール	磁器タイル	4.40		◎	◎	△			△	○	○	△	△					□		
更衣室男女	塩ビマット	73.20		◎	◎	○				○	△	△						□	□	
シャワー室	磁器タイル	22.32		◎	◎	○												□		
便所(更衣室)	磁器タイル	28.00		◎	◎	△			△	○	○	△	△					□		
強制シャワー	磁器タイル	35.40		○	○													□		
廊下2、3	ビニルタイル	30.32		○	○													□	□	
2階会議室	タイルカーペ	41.07	◇					適									▽			
廊下	ビニルタイル	88.53		◇	◇			適										□	□	
供用ホール階段	ビニルタイル	7.46		◇	◇							◇						□	□	
窓ガラス		309.68																	◆	

◎:1日3回 ○:1日1回 ◇:週1回 △:巡回清掃 □:月1回 ▽:年2回 ◆:年6回

(別紙2) 日常清掃作業内容表

	作業区分	作業方法	作業回数
日	床面清掃	・自在ぼうき及びダストコントロール法で除塵し、甚だしい汚れはモップによる水拭きを行い除去する。	1日1回
		・カーペット床は真空掃除機により吸塵をする。	1日1回
	吸殻処理	・タバコの吸い殻は灰の飛散に注意し収集処理する。 ・所定の容器で回収し防火上万全の処置を講ずる。	1日1回 1日1回
常	紙屑処理	・収集したゴミはビニール袋につめ指定の場所に集積する。	1日1回
	什器備品の除塵	・原則として毛はたき等により除塵する。	適時
清	トイレ清掃	・衛生陶器の清掃は水または洗剤により汚れを除去し汚れの著しいときは弱酸性の洗剤を用いて洗い流す。又、汚物を処理し必要に応じ陶器を洗浄し常に清潔に保つ 衛生陶器周辺、壁面についても同様に清潔に保つ	1日3回
		・トイレトーパー、水石鹼については適時補給する。 ・鏡については、水はね等に注意しムラのないよう仕上げる。	適時 1日1回
掃	湯沸室	・茶殻を処理し、流し台を清潔に保つ。	1日1回
	扉	・手等の接触部分ガラス面の汚れを除去し拭きあげて仕上げる。	適時
	窓ガラス(低部)	・水または適合洗剤で洗浄する。 ・スクイジー仕上げとする。	適時
	外周	・建物外を見回りゴミ、落ち葉等拾い掃きをする。	適時
	ジュウタン カーペット	・真空掃除機で吸塵する。 ・しみ、汚れは適合洗剤にて落とす。	1日1回 適時

(別紙3) 定期清掃作業内容表

	作業区分	作業方法	作業回数
定期	磁器タイル プール用タイル	次の手順で行う。 ・自在ぼうきで除塵 ・洗剤塗布 ・ポリッシャーで洗浄 ・汚水除去 ・モップにて水拭き仕上げ	1ヶ月1回
	ビニールシート ビニールタイル	次の手順で行う。 ・自在ぼうきで除塵 ・洗剤塗布 ・ポリッシャーで洗浄 ・汚水除去 ・モップにて水拭き乾燥 ・ワックス塗布 ・乾燥仕上げ	1ヶ月1回
清	フローリング	次の手順で行う。 ・ダスタークロスによる除塵 ・ドライ方式のスプレークリーニング (洗浄作業はできるだけさけ、必要以上にワックスの皮膜を厚くしない。)	1ヶ月1回
	ジュウタン カーペット	次の手順で行う。 ※スチームクリーニングで行う。 ・カーペット用プレコン剤(前処理剤)を散布 ・スチームウォンドでクリーニング(同時にリンス&バキューム) ・必要に応じてシミ取り作業と再びスチーム洗浄 ・必要に応じてパイルリフト(起毛)を行う ・乾燥仕上げ	1年2回
掃	窓ガラス	・適合洗剤で洗浄。 ・スクイジー仕上げ。	1年6回

(別紙4) 設備日常巡視点検基準表

1. 電気設備

機 器 名		点 検 項 目	点 検 周 期					
			時	日	週	月	6 月	年
受	断 路 器	(1) がいし汚損、損傷の有無 (2) 端子部及び刃の接触部の変色				○		
	真 空 遮 断 器 負 荷 開 閉 器	(1) ブッシング汚損、亀裂の有無 (2) 異音、異臭、振動の有無 (3) 端子部、接触部の変色 (4) 操作部の損傷、弛みの有無			○	○		
変	変 圧 器 (油入・乾式)	(1) 油量、油温の適否及び記録 (2) 異音、異臭、振動の有無 (3) 外箱の汚損、錆、油漏れの有無 (4) がい管の汚損、端子部過熱の有無		○			○	
	電 力 用 コンデンサー リアクトル	(1) 外箱の腐食、膨張、油漏れの有無 (2) 異音、異臭、振動の有無 (3) がいしの汚損、損傷の有無		○			○	
電	避 雷 器	(1) 外部損傷、破損、錆の有無				○		
	計器用変成器	(1) 外部損傷、破損の有無 (2) 異音、異臭、振動の有無				○		
	母線及び ケーブル	(1) 外観の異常の有無				○		
設	電力ヒューズ	(1) 保護筒汚損、損傷、腐食の有無 (2) がいしの汚損、損傷の有無 (3) 端子部の過熱、変色の有無			○	○		
	受 電 盤 配 電 盤 (キュービクルを含む)	(1) 外観の汚損、損傷の有無 (2) 信号灯、表示灯の点灯確認 (3) 各計器の指示値確認、記録 (4) 切替開閉器 AS、VS 機能確認				○		
備	保 護 継 電 器	(1) 動作表示用ターゲットの確認		○				
	電 気 室	(1) 漏水、浸水跡の有無 (2) 異音、異臭の有無 (3) 電気室内の温度記録			○	○		
配 電 設 備	分 電 盤	(1) 外観の汚損、損傷の有無 (2) 盤内外取付器具類の異常の有無 (3) 接続端子部の過熱、変色の有無 (4) 信号灯、表示灯の点灯状態確認				○	○	○

1 電気設備

機 器 名	点 検 項 目	点 検 周 期					
		時	日	週	月	6 月	年
負 荷 設 備	電動機	(1) 外観の汚損、損傷の有無 (2) 異常振動、異音、異臭の有無 (3) 運転電流の確認、記録			○		
	制御盤及び 操作盤	(1) 外観の汚損、損傷の有無 (2) 表示灯類の点滅状態確認 (3) 異音、異臭の有無 (4) 端子部の弛み、変色、過熱の有無 (5) 計器表示値の確認、記録			○		
	照明設備 コンセント及び その他の機器	(1) 器具外観の汚損、損傷の有無 (2) 器具取付状態の良否 (3) 機器使用状態の良否 (4) 蛍光管、電球等の不点交換 (5) 予備管球の保管	○			○	
蓄 電 池	蓄 電 池	(1) 液量の適否 (2) 電極板の変形、損傷、脱落の有無 (3) 端子部の変形、ボルトの弛み (4) 架台の汚損、錆、腐食の有無			○		
	充 電 装 置	(1) 外観の汚損、損傷の有無 (2) 表示灯類の点灯状態の確認 (3) 異音、異臭の有無 (4) 充電電圧・電流の確認、記録			○		
弱 電 設 備	電気時計 拡声装置 TV 共同受信 ITV 設備 インターホン	(1) 外観の汚損、損傷の有無 (2) 作動状態の適否確認 (3) 時報の調整、確認			○		
そ の 他	避雷針及び 接地線	(1) 外観の損傷の有無 (2) がいし、支持金物の破損の有無 (3) 接地線の接続状態の適否			○		

2 空調設備

機 器 名	点 検 項 目	点 検 周 期					
		時	日	週	月	6 月	年
空冷ヒート ポンプユニット	(1) 異音、振動の有無 (2) 各種配管の汚損、損傷の有無 (3) 各計器指示値の確認、記録 (4) 冷温水温度の確認、記録 (5) オイルの汚れ、量の確認、記録 (6) フィンコイルの汚れ、損傷の有無 (7) 架台、パネルの汚損、錆の有無	○	○		○		
熱 交 換 器	(1) 漏水、汚損、損傷の有無 (2) 熱交換器内の温度の確認、記録 (3) 各種配管の汚損、損傷の有無				○		
空 気 調 和 器	(1) フィルタの汚れ、付着物の有無 (2) VD の調整 (3) チャンバ内保温材の汚損、損傷の有無 (4) 自動制御器の機能の適否 (5) ドレンパンの汚れ、詰まりの有無 (6) フィンコイルの汚れ、損傷の有無 (7) 電動機、ファン、ベルトの振動の有無 (8) 運転電流の確認、記録 (9) 加湿装置の機能の適否			○	○	○	
ファンコイル ユニット	(1) 送風機の異音、振動の有無 (2) ドレンパンの汚れ、詰まりの有無 (3) フィンコイルの汚れ、損傷の有無 (4) フィルタの汚れの有無 (5) 自動制御等付属装置の作動確認 (6) 風向ルーバーの調整、確認 (7) 加湿装置の機能の適否				○	○	○

2 空調設備

機器名	点検項目	点検周期					
		時	日	週	月	6月	年
全熱交換器	(1) フィルタの汚れの有無 (2) エレメントの汚れ、損傷の有無 (3) 異音、振動の有無				○	○	○
加湿装置	(1) 異音の有無 (2) 噴霧状態の良否 (3) 水槽の汚れ、腐食の有無 (4) 分布板、エリミネーターの損傷の有無 (5) 配管の損傷、漏水の有無 (6) 補給水用バルブ機能の良否					○	○
冷温水循環装置	(1) ポンプ電流値の確認、記録 (2) 圧力計の指示値の確認、記録 (3) 回転部の異音、異臭、過熱の有無 (4) 油糧の適否、注油 (5) グランドよりの滴下水量の適否 (6) 配管の損傷、錆、漏水の有無 (7) バルブ機能の確認	○		○		○	○
給排気ファン	(1) ファン電流値の確認、記録 (2) 羽根車、ケーシングの汚れの有無 (3) 異音、振動、過熱の有無 (4) 錆、腐食の有無 (5) Vベルトの伸張度の適否		○			○	○
中央監視盤 (自動制御)	(1) 設定温度の調整、変更 (2) タイムスケジュールの設定、変更 (3) 自動計測温湿度の確認、記録 (4) 警報発報時の対応、報告、復旧	○				○	

3 給排水衛生設備

機 器 名	点 検 項 目	点 検 周 期					
		時	日	週	月	6 月	年
受 水 槽	(1) 水槽内沈殿物、汚れの有無 (2) 警報装置、制御装置の作動確認 (3) 漏水、損傷の有無 (4) FMバルブの作動確認 (5) マンホールの施錠確認 (6) 防虫網の取り付け状態の良否 (7) 水槽周辺の整理状況の適否				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
加圧給水ポンプ	(1) 圧力、電流値の確認、記録 (2) 異音、振動の有無 (3) エアータンクの機能の適否 (4) ドレン排水状態の良否		○ ○ ○			○	
貯 湯 槽 蓄 熱 槽	(1) 漏水、損傷の有無 (2) 槽内温度の確認、記録		○		○		
電 気 温 水 器	(1) 湯温、貯水量の確認 (2) 漏水、損傷の有無 (3) 温度調節、タイマーの設定の良否		○		○ ○		
洗 面 器	(1) 亀裂、破損の有無 (2) 水栓及び接合部よりの水漏れの有無 (3) 排水状態の良否				○ ○ ○		
シスタックフラ ッシュ弁自動洗 浄器	(1) 詰まりの有無 (2) ボールタップの作動確認 (3) 水量調整 (4) 水漏れの有無 (5) 自動洗浄装置の作動確認				○ ○ ○ ○ ○		
大 便 器 小 便 器	(1) 亀裂、破損の有無 (2) 排水状態の良否 (3) 水漏れの有無				○ ○ ○		
排 水 管	(1) 水漏れの有無 (2) 排水状態の良否				○ ○		
簡易専用水道 合併処理浄化槽	(1) 上水の色、味、臭、の確認、記録 (2) 残留塩素の測定、記録 (3) 生活科学センター立入りの立会い (1) 各機器の電流記録、運転状態の確認 (2) 警報装置の確認と発報時の対応	○	○	○			○

4 消防設備(月：月2回)

機 器 名	点 検 項 目	点 検 周 期					
		時	日	週	月	6 月	年
消火器	(1) 定位置及び表示・標識の確認 (2) 変形、損傷、腐食の有無 (3) 薬剤漏れ等の有無				○		
屋内消火栓設備	(1) 消火栓ポンプの起動状態の確認 (2) バルブ等の漏れ及び開閉位置の確認 (3) 呼水槽の水位の確認 (4) 減水警報装置の作動確認 (5) 表示、標識の有無及び適否の確認 (6) ホース及びノズルの格納状態の確認 (7) 表示灯の点灯確認				○		
防火用水	(1) 消防自動車の接近障害物の有無 (2) 標識の有無及び適否の確認 (3) 貯水量の適否の確認				○		
自動火災報知設備	(1) 蓄電池の電圧確認 (2) スイッチ類の定位置確認 (3) 各種表示灯の点灯試験 (4) 発信機ランプ、押しボタンの確認				○		
誘導灯及び誘導標識	(1) 変形、損傷の確認 (2) 予備電源による点灯試験				○		
防火シャッター・防火戸	(1) 外観の損傷の有無 (2) 閉鎖障害の有無				○		
排煙設備	(1) 排煙区画壁の損傷等の有無 (2) 排煙口の損傷の有無 (3) 手動操作箱、保護板の損傷の有無 (4) ハンドル、レバーの損傷の有無 (5) 表示、標識の損傷の有無 (6) 起動装置の状態の適否				○		
排煙窓	(1) 表示、標識の損傷の有無 (2) オペレーター装置の状態の確認				○		
非常放送設備	(1) 蓄電池の電圧確認 (2) 外観の損傷の有無 (3) スピーカーの損傷の有無				○		

(別紙5) 設備定期点検保守管理業務

設備名	対象機器名	点検仕様	点 検 実 施 月														
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
空調設備	全熱交換機ロスタイHEX型 7台	点検・調整	○														
	給排気ファン 17台	点検・調整	○														
	空冷ヒートポンプ 20台	オイル運転、調整、切替	○								○						
	エアハンドリングユニット 2台	オイル運転、調整、切替	○								○						
	冷温水ポンプ 2台	オイル運転、調整、切替	○								○						
	空冷ヒートポンプパッケージエアコン 1台	オイル運転、調整、切替	○								○						
	ファンコイルユニット 28台	オイル運転、調整、切替	○								○						
空調自動制御機器	[空調制御]		○							○							
	熱源制御・ファインコイル ファン発停系統・水槽監視 空調用換気加湿系統 塩害防止フィルター差圧 [中央監視] セントラルユニット・ローカルユニット																
給水設備	加圧給水ポンプ 2台	ポンプ、制御盤点検			○												
	雑用水ポンプ 7台	点検			○												
合併処理浄化槽	合併処理浄化槽 230人槽 1基 流入汚水 BOD180PPM 放流水 BOD30PPM	保守点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		法定定期検査	○														
		放流水水質検査	○														
		浄化槽の清掃	○														
自動ドア設備	自動ドア 5台	保守点検	○			○				○			○				
	手動吊りドア 2台																
消防用設備	自動火災報知設備	外観点検	○							○							
	屋内消火栓設備	機能点検	○							○							
	誘導灯、誘導標識	作動点検	○							○							
	消火器	総合点検	○														
	排煙設備 非常放送設備	公的機関への報告	○														

(別紙6) 別記

監視管理業務の人員配置要件及び勤務体制等

総責任者

勤務者		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
総責任者	9:00~18:00	[勤務]												

事務受付員

勤務者		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
事務、受付員	9:00~18:00	[勤務]												
事務、受付員	9:00~18:00	[勤務]												
事務、受付員	18:00~21:00											[勤務]		
事務、受付員	18:00~21:00											[勤務]		

監視業務 通常監視

勤務者		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
主任監視員	9:00~18:00	[勤務]												
主任監視員	18:00~21:00											[勤務]		
監視員	9:00~18:00	[勤務]												
監視員	9:00~18:00	[勤務]												
監視員	13:00~21:00					[勤務]								
監視員	18:00~21:00											[勤務]		
監視員	18:00~21:00											[勤務]		

監視業務 準繁忙日監視

勤務者		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
主任監視員	9:00~18:00	[勤務]												
主任監視員	18:00~21:00											[勤務]		
監視員	9:00~18:00	[勤務]												
監視員	9:00~18:00	[勤務]												
監視員	18:00~21:00											[勤務]		
監視員	18:00~21:00											[勤務]		
監視員(追加分)	9:00~18:00	[勤務]												
監視員(追加分)	13:00~18:00					[勤務]								
監視員(追加分)	18:00~21:00											[勤務]		

監視業務 繁忙日監視

勤務者		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
主任監視員	9:00~18:00													
主任監視員	18:00~21:00													
監視員	9:00~18:00													
監視員	9:00~18:00													
監視員	18:00~21:00													
監視員	18:00~21:00													
監視員(追加分)	9:00~18:00													
監視員(追加分)	9:00~18:00													
監視員(追加分)	13:00~18:00													
監視員(追加分)	18:00~21:00													

監視業務 特別繁忙日監視

勤務者		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
主任監視員	9:00~18:00													
主任監視員	18:00~21:00													
監視員	9:00~18:00													
監視員	9:00~18:00													
監視員	18:00~21:00													
監視員	18:00~21:00													
監視員(追加分)	9:00~18:00													
監視員(追加分)	9:00~18:00													
監視員(追加分)	9:00~18:00													
監視員(追加分)	13:00~18:00													
監視員(追加分)	18:00~21:00													

(1) プール監視業務

- ア 監視員は、ユニホームを着用し、監視台からの監視及びプールサイドからの監視を部署交代制で行うこと。
- イ 1時間ごとプール休憩時間（5分間）を設け、総責任者の指示により、プール場内を点検し、安全を確保すること。
- ウ 総責任者は常駐すること。
- エ 幼児が付添い者から離れ、プールに近付かないか注目し、単独でプールに近付かないように注意する。
- オ 遊泳できそうでない者や病弱者らしき者には、注視を怠らないこと。
- カ 事故につながる装身具及び水泳用具の使用は、事情を説明し保管場所に保管するよう指導する。
- キ プール場又は更衣室内等での利用者のトラブルは、直ちに総責任者に報告すること。
- ク ウォータースライダーの利用者には、特に事故のないよう注意し、時計、眼鏡、アクセサリ等滑走面を傷つける恐れのあるものを、身に付けている人には、注意をし、滑り方の指導及び安全確保を徹底すること。利用者の異常及び施設の異常を発見した時は、次の利用者を速やかに止め、総責任者に連絡すること。又、利用者がプールへ着水したら、速やかにプールより出るよう案内する。

(2) 従事者の条件

- ア 18歳以上38歳未満の者で構成すること。ただし、責任者はこの限りでない。
- イ 監視員は、すべて200m以上の泳力を有する者を配置すること。

(3) 事故発生時の処理

- ア 溺者を発見したら笛で合図し、他の監視員と協力し直ちに救助し応急手当をするとともに、総責任者に報告する。
- イ 事故者の症状が重い場合は、総責任者の指示を仰ぎ、救急車を要請する。
- ウ 監視員は、毛布等で事故者を保温し、人工呼吸等適切な処置を行い救助隊が到着するまで続ける。
- エ 救助した監視員は、事故発生時の状況を監視状況報告書に記録する。

(4) 監視員の注意事項

- 監視員は節度のある行動をとり、利用者の批判を受けないように注意すること

(別紙7) リスク分担表

種類	内容	負担者	
		市	指定 管理者
物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増減		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
住民等への 対応	地域との協調		○
	施設の管理業務の内容に対する住民、施設利用者からの苦情、要望等		○
	上記以外	○	
法令等の変更	施設の管理・運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に関する法令変更		○
税制度の変更	一般的な税制変更		○
引継に要する費用	業務引継に要する費用の負担		○
需要見込みと異なる状況	当初の需要見込みと異なる状況による損失		○
運営費の膨張	市以外の要因による運営費の膨張		○
政治・行政的理由による 事業変更	政治・行政的理由により、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合又は指定管理業務の内容変更を余儀なくされた場合の経費及び損失	協議により定める	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の復旧経費、業務履行不能、変更及び延期	協議により定める	
臨時休館等に 伴う損失	管理上の瑕疵又は通常（気象警報、指定管理者が行う修繕等による場合を含む）の臨時休館・休室・入場制限等に伴う損失		○
	上記以外の場合	○	
書類の誤り	市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの		○
施設、設備、物品の 損傷	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	上記以外のもの	別紙8により定める	
第三者への賠償	市の施設、設備の瑕疵により損害を与えた場合	○	
	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外のもの	協議により定める	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
指定の取消等	指定の取消し又は業務停止により指定管理者及び市に生じた経費		○

※このほか、このリスク分担表に定める事項で疑義がある場合又はこの表に定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議のうえリスク分担を決定する。

(別紙8) 市及び指定管理者の業務区分表

業務区分		業務内容	管理区分		摘要	
			焼津市	指定管理者		
施設管理	施設管理	建築物、工作物の維持管理等		○		
	設備管理	設備の保守点検・衛生管理等		○		
	施設補修	小規模補修			○	1件50万円未満の補修
		大規模補修		○		1件50万円以上の補修 大規模補修は当面予定しないが、行う場合には、市と協議する。
	備品管理	現在ある備品の指定管理者への貸付け		○		
		貸付備品の管理、修理、現在ある備品の更新及び新規購入			○	1件10万円未満
		貸付備品の管理、修理、現在ある備品の更新及び新規購入		○		1件10万円以上
安全対策	防火対策、地震等災害対策、巡回、戸締り等			○		
目的外使用許可	焼津市行政財産の目的外使用に関する条例に基づく許可		○			
行為の許可	ディスカバリーパーク焼津条例第5条の許可			○		
施設運営	専用使用許可	ディスカバリーパーク焼津条例第11条の許可			○	
	利用受付	施設の利用受付			○	
	施設運営	有料施設（遊泳用プール、自動販売機等）			○	
	利用案内	施設の利用案内、利用指導			○	
	備品貸出	備品の貸出			○	
	データ収集等	利用者数等データ収集、アンケート調査等			○	
事業運営	利用促進	指定管理者の持つノウハウを活用し、新しい工夫を取り入れた多彩なイベント、プログラムなどの実施や利用者ニーズに合ったサービスの提供による利用促進			○	
	広報・営業	利用促進のための各種広報・営業活動			○	
市有財産管理	土地の管理	境界の維持保全等	○			
	財産取得、処分	所有権取得行為、処分行為	○			
	その他財産管理行為	財産の維持、保全（施設の管理業務に係るものを除く）	○			
指定管理者の財産		財産の維持、保全		○		

(別紙9) 温水プール備品一覧

温水プール備品一覧

No.1

品名	規格	数量	
身体障害者水浴介助装置		1	プール
監視台	JG9506	4	
救助用リングブイ	JG9030	2	
ビート板	JG901080-84	98	
ビート板整理棚	JG9181	1	
表示スタンド看板(専用レーン)	450×200 mm	4	
プールフロア	JF9740	25	
プールサイドチェア	JT9216	5	
プールロボット	JN9011	1	
プールクリーナー	JN9020	2	
カラーヘルパー	JG903580-84	20	
ストロークブイL	JG9068	20	
ストロークブイS	JG9069	20	
コースロープ巻取機	JF9304	5	
プールカバーシート巻取機	JF9326	2	
巻取機心棒	JF9321	3	
表彰台	FZ1000	1	
スチール棚	No.6566	1	
ヘルパーかご	JG9170	3	
クリーンネット	JN9100	3	
モップ	JN9431	7	
モップしぼり器	JN9320	3	
ドライヤー	JN949506	7	
高圧洗浄機専用キャリー	JN9441	1	
湿乾両用掃除機	JN9445	1	
パイプ椅子		26	
折り畳みテーブル		11	
レジスター	CA-1053R	1	事務室
券売機パソコン機器一式	FUJITSU FMV513 型	1	
片袖机	DB15LL-M383	5	
パソコンラック	D397KE-M571	1	
キャビネット	4273ZZ-Z210	2	
キャビネット	4242ZZ-Z210	1	
キャビネット	4203AC-Z210	1	
キャビネット	4255ZZ-Z210	2	
手提げ金庫	CB-021F	1	
耐火金庫	BS-52	1	
ストップウォッチ	JS9020	13	
キーケース	KG-23F	1	

温水プール備品一覧

No2

品名	規格		
ホワイトボード (月予定表)	LH-12N F22	1	事務室
ハンディメガホン	JH9015	2	
モクヘリン	JH9200	8	
スターターピストル	JH9101	1	
真空法ガス検知器	JN9640	1	
炭酸ガス検知管	JN9641	1	
パソコン	FUJITSU FMV DESKPOWER	1	
プリンター	BJF6600	1	
小型紙幣計算機	GFB-50	1	救護室
小型硬貨選別計算機	SC-10P 型	1	
会議用テーブル	8189ZE-M651	1	
キャビネット	4242ZZ-Z210	1	
ポータブル残留塩素計	RC-24P	1	
救急箱	JG9840	1	
担架	JG9830	2	
水中担架	JG9835	1	
人工蘇生器	JG9111	2	
診察用寝台	JG9810	1	
残留塩素測定器	JN9600	2	更衣室
コインロッカー	TJK-2510S	24	
サンソフトマット	F122HK	ピンク6 青3 小3	
		青5 ピンク3	
車いす		3	障害者更衣室
券売機	KM-G120M 型	1	ホール
プリペイドカード販売機	PSV-20 型	1	
下足入	両面使用 80 人用	4	
平机		1	
傘立て	US-30	4	
ベンチ	2316DZ-P88 背なし	19	
ベンチ	2316DZ-P88	4	
ロールブラインドカーテン	ウィンディNo.192	6	
パンフレットスタンド	L954PA-Z113	1	
ロープパーティション	L947HZ-S01	2	
ロープ	L947RS-Y43	1	
ホワイトボード	RM11N	2	
ダストボックス	L946CS-S01	3	

温水プール備品一覧

No.3

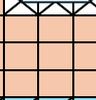
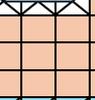
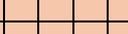
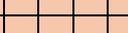
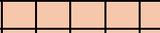
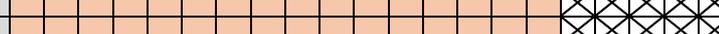
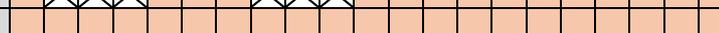
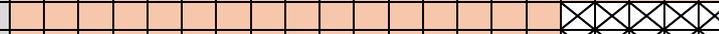
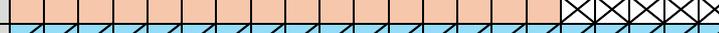
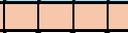
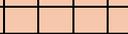
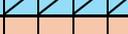
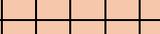
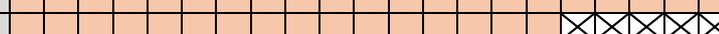
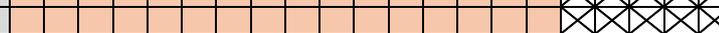
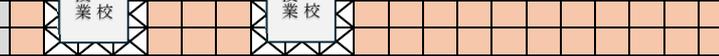
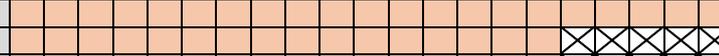
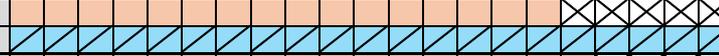
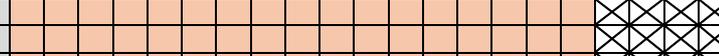
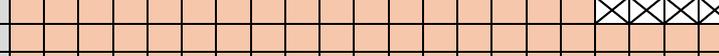
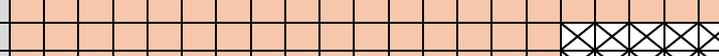
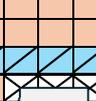
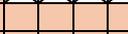
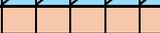
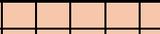
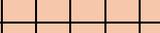
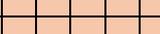
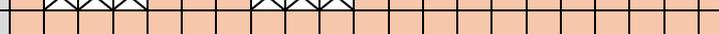
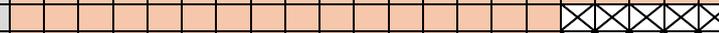
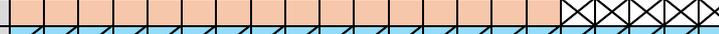
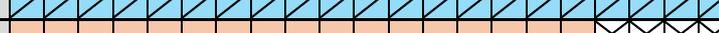
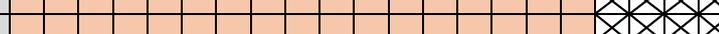
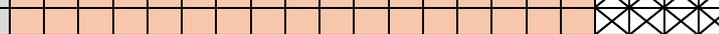
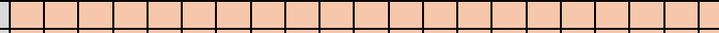
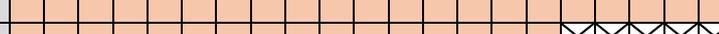
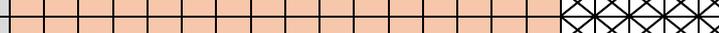
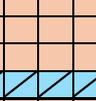
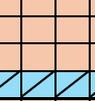
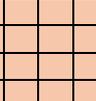
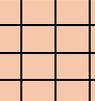
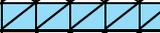
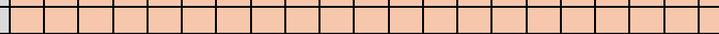
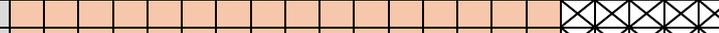
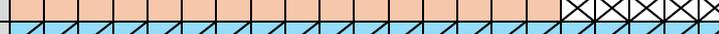
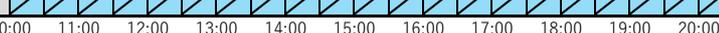
品名	規格		
車いす		1	ホール
暗幕カーテン	CK384	1	2F 会議室
28 型カラーテレビ	28W-CZ1-W	1	
ビデオデッキ	7B-S80	1	
テレビ台	KB-1000	1	
キャビネット	b. FG-G7 FB-G11 FB-G06	1	
片袖机	DB15LL-M383	1	
事務用椅子		1	
ロッカー	No.74-N	3	スタッフルーム
スタッキング台車	8102AD-Z32	2	電気室
事務用椅子	CS33GR-FM16	7	事務室 6 もぎり 1
スタッキングチェア	8138ZZ-P335	28	会議室 15 救護室 6 スタッフルーム 4 更衣室 1 電気室 1 機械室 1
会議用テーブル幕板なし	8184LX-MB42	8	会議室 6 電気室 1 機械室 1
ダストボックス	L946RA-Z271	6	更衣室・ トイレ等
メガホン	JH9010	3	
粉末ABC型消火器10型	PAN-10F	7	

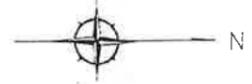
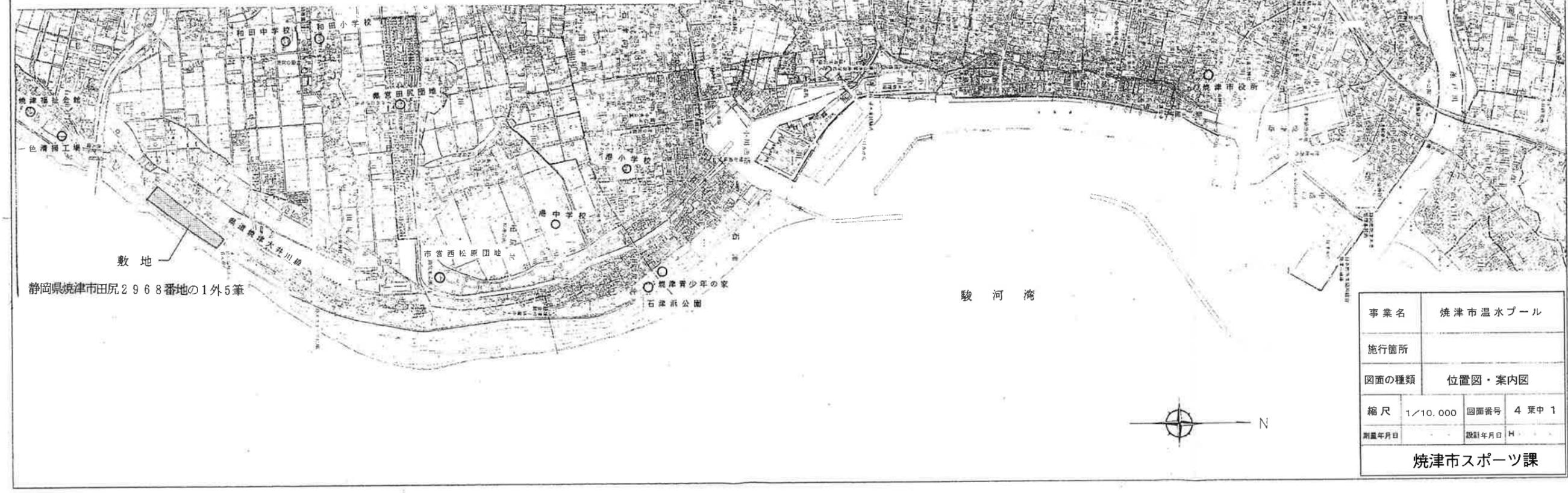
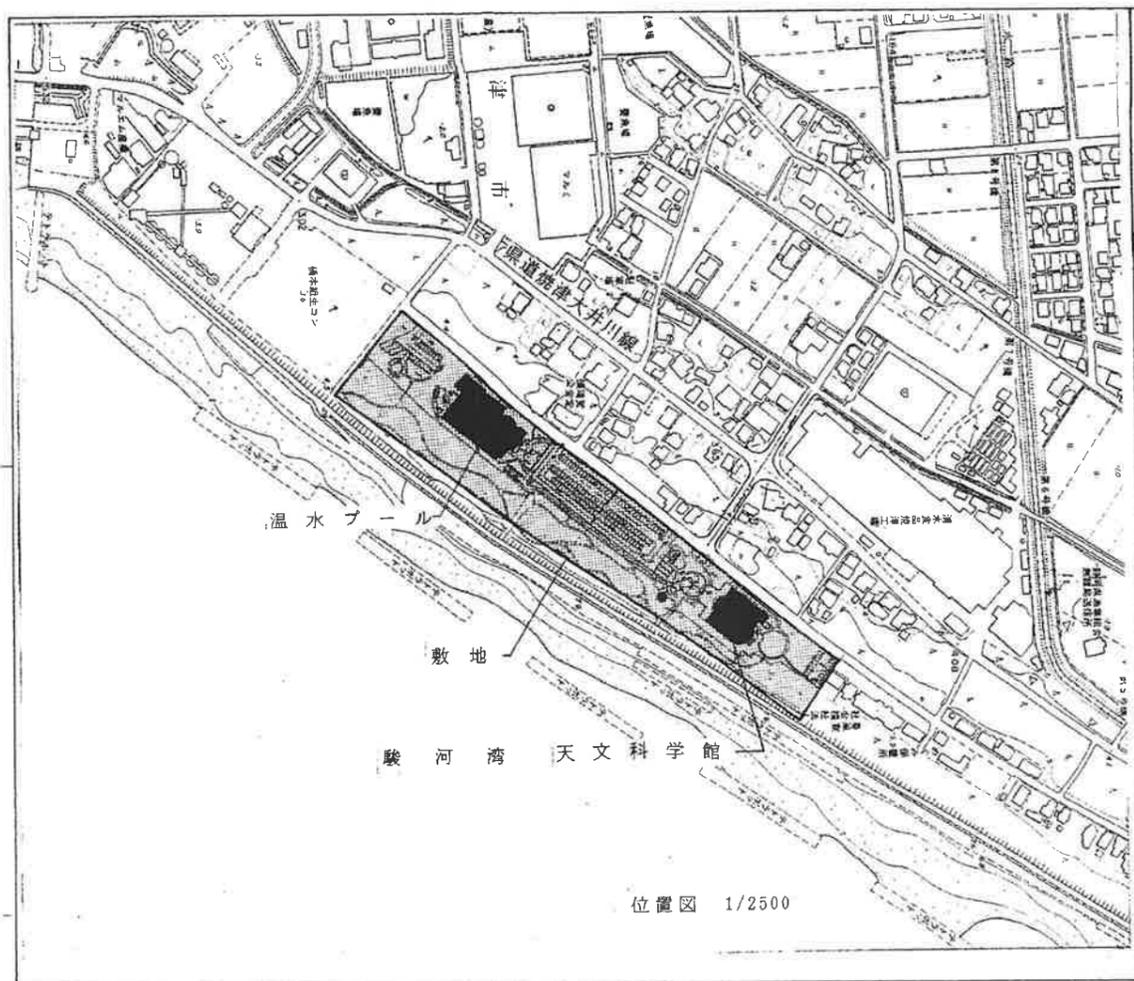
(別紙10)

自主事業について

※自主事業は原則、以外の時間帯で実施すること

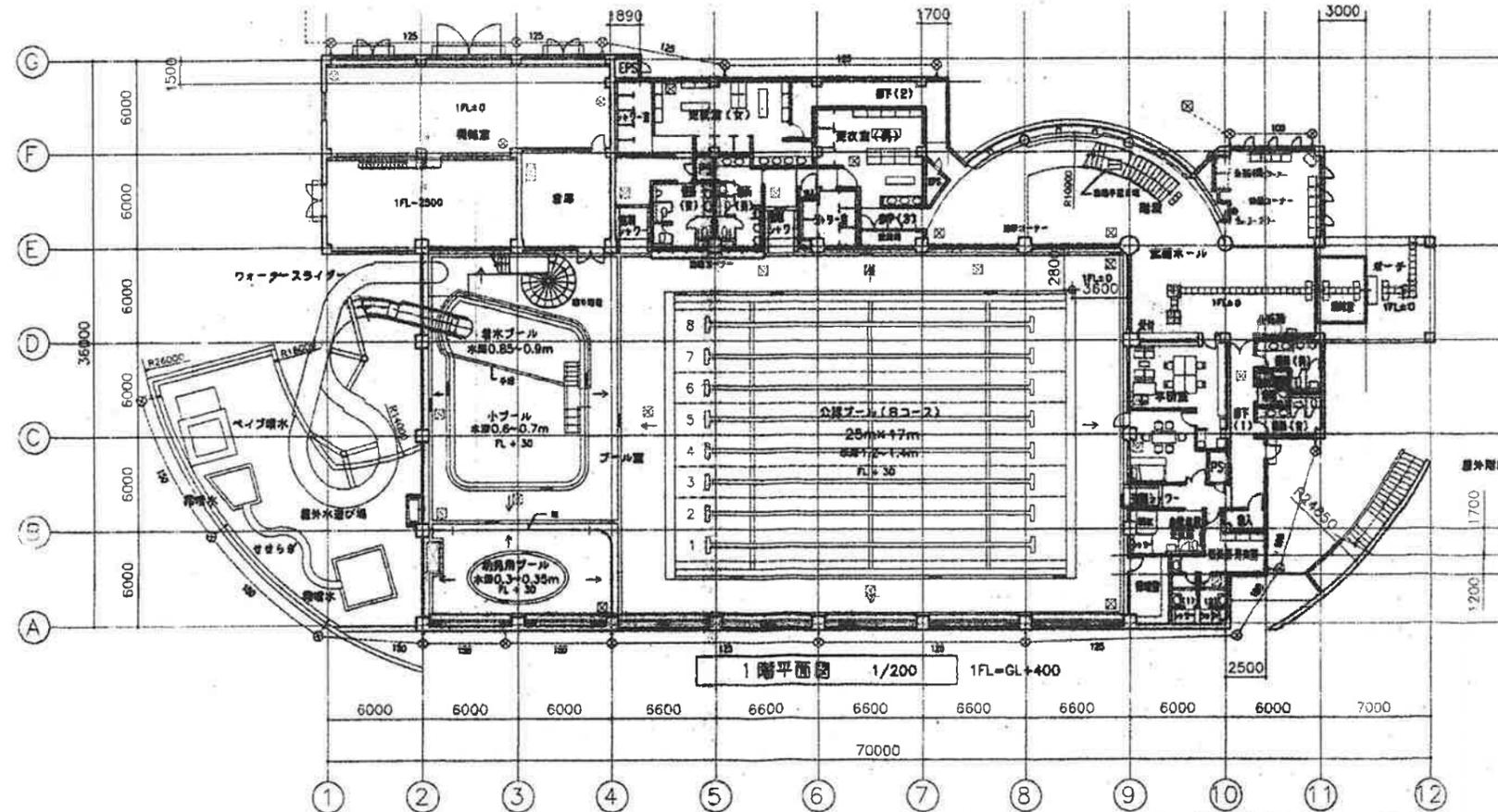
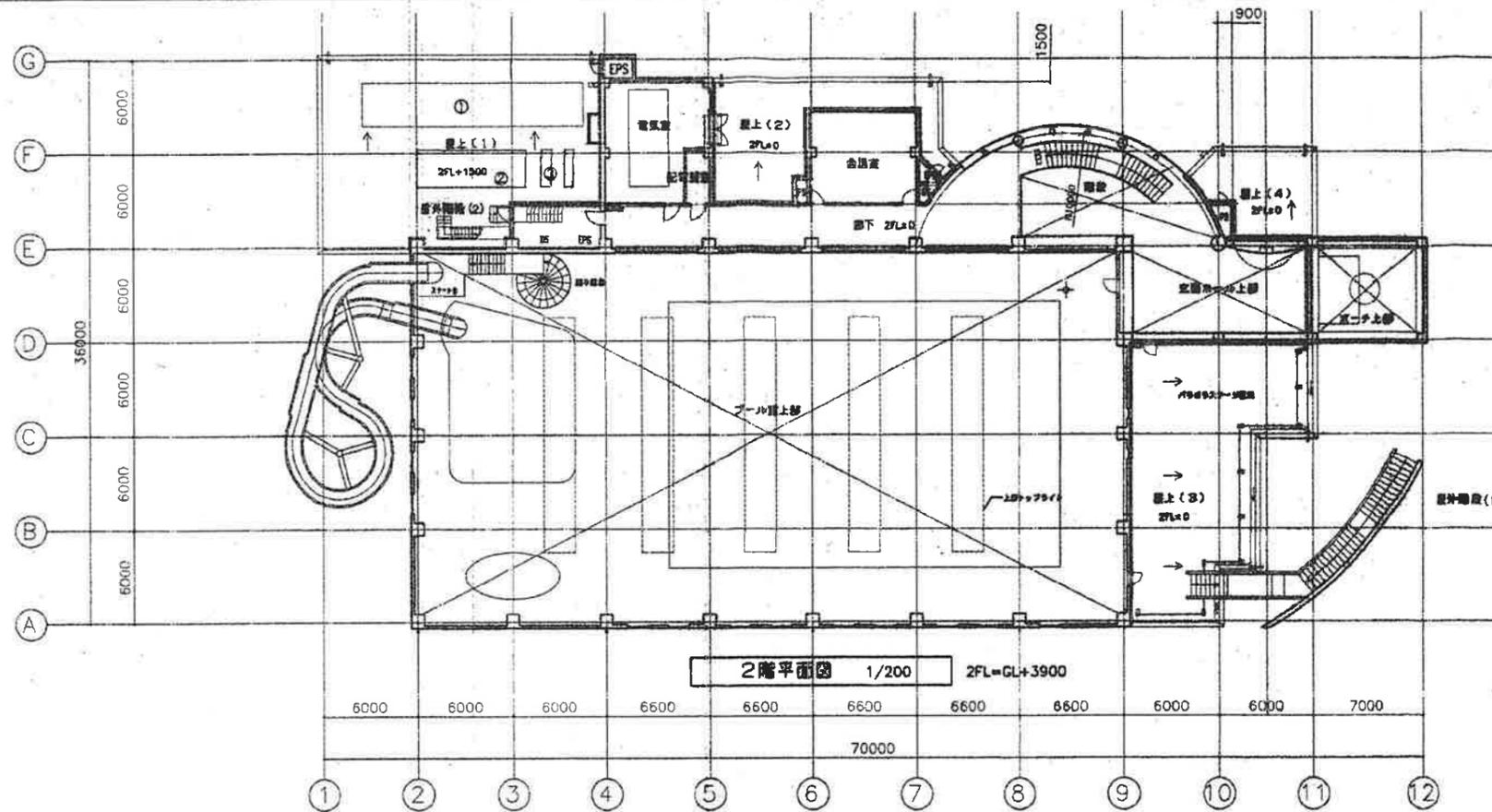
は、自主事業を実施する場合でも専用レーンとはせず、一般利用者等から使用の希望があったときはその使用を妨げないものとする

		9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00		
日	1													1	日
	2													2	
	3													3	
	4													4	
	5													5	
	6													6	
	7													7	
	8													8	
月	1													1	月
	2													2	
	3													3	
	4													4	
	5													5	
	6													6	
	7													7	
	8													8	
火	幼児													幼児	火
	1													1	
	2													2	
	3													3	
	4													4	
	5													5	
	6													6	
	7													7	
8													8		
水	幼児													幼児	水
	1													1	
	2													2	
	3													3	
	4													4	
	5													5	
	6													6	
	7													7	
8													8		
木	幼児													幼児	木
	1													1	
	2													2	
	3													3	
	4													4	
	5													5	
	6													6	
	7													7	
8													8		
金	幼児													幼児	金
	1													1	
	2													2	
	3													3	
	4													4	
	5													5	
	6													6	
	7													7	
8													8		
土	1													1	土
	2													2	
	3													3	
	4													4	
	5													5	
	6													6	
	7													7	
	8													8	



事業名	焼津市温水プール		
施行箇所			
図面の種類	位置図・案内図		
縮尺	1/10,000	図面番号	4 葉中 1
測量年月日		設計年月日	H
焼津市スポーツ課			

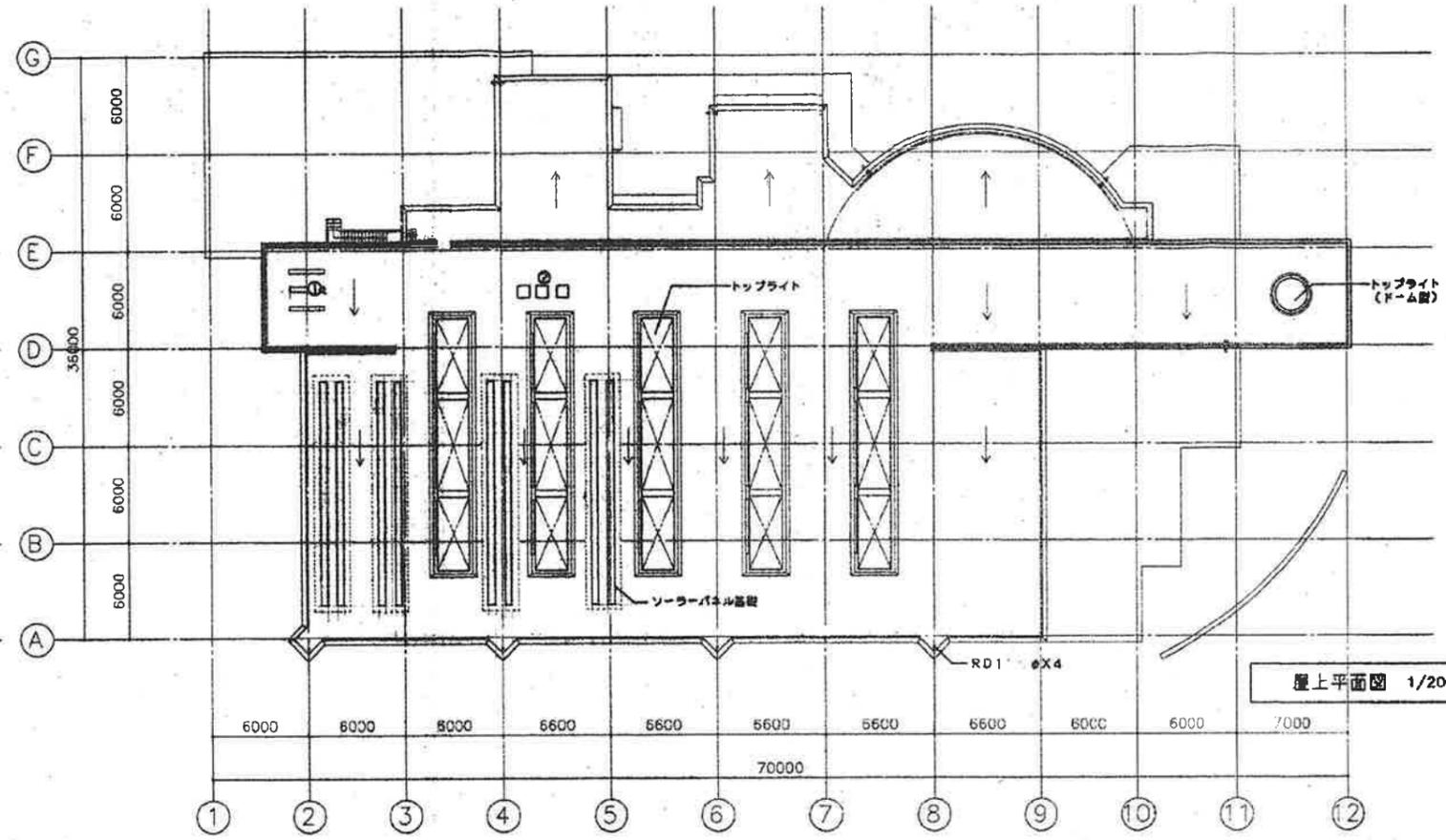
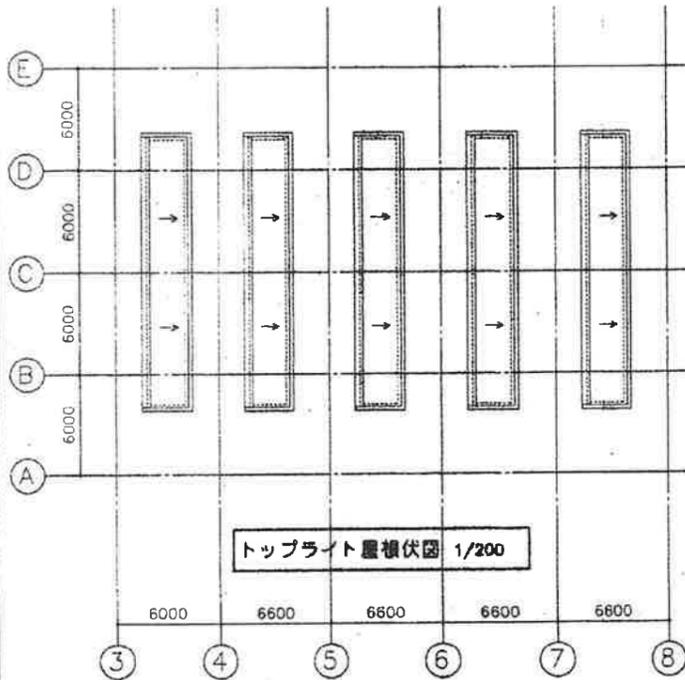
- 屋上階基礎コンクリート LxWxH 単位:m
- ① 10.4 x 2.0 x 0.15
 - ② 6.0 x 2.0 x 0.15
 - ③ 0.6 x 2.5 x 0.6



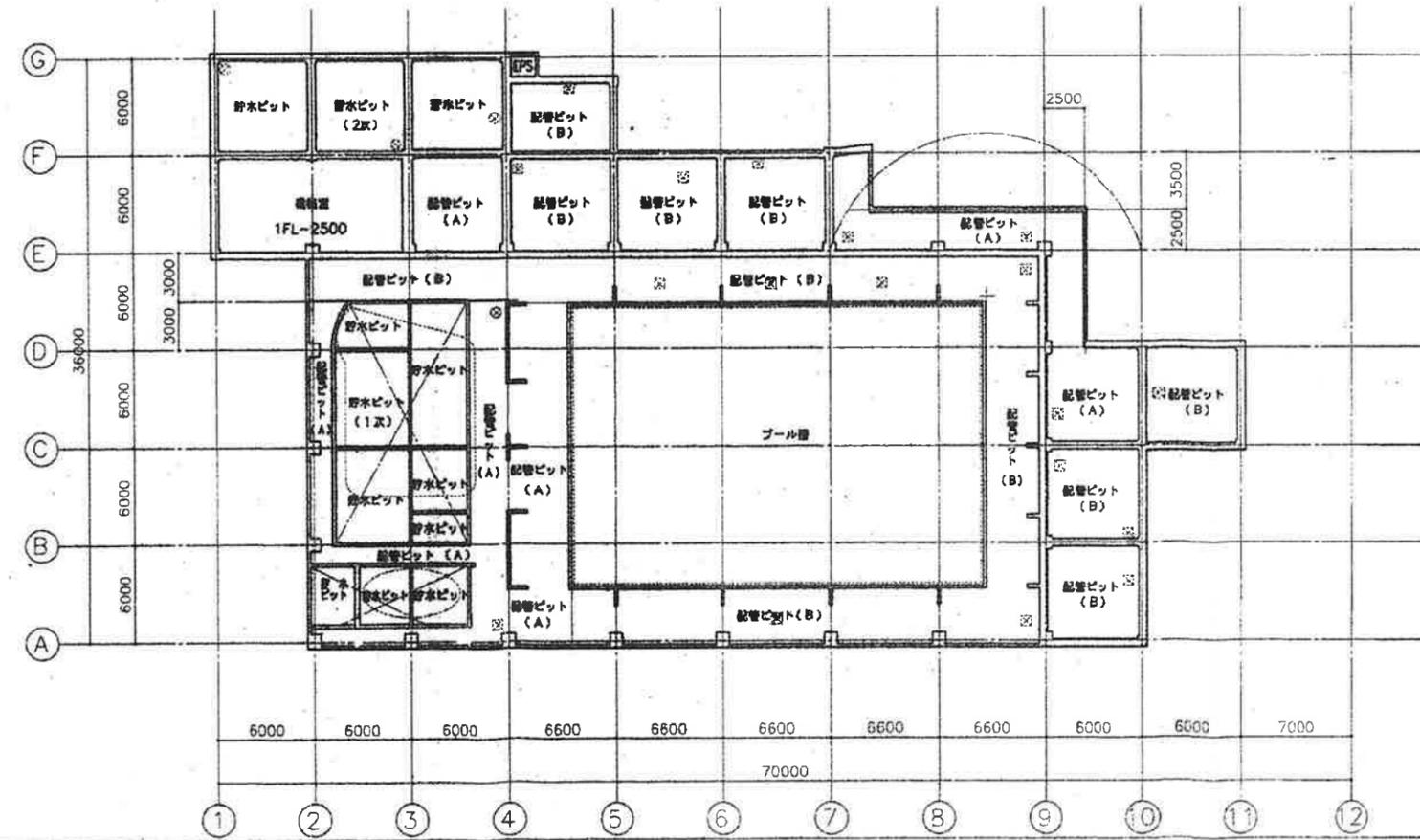
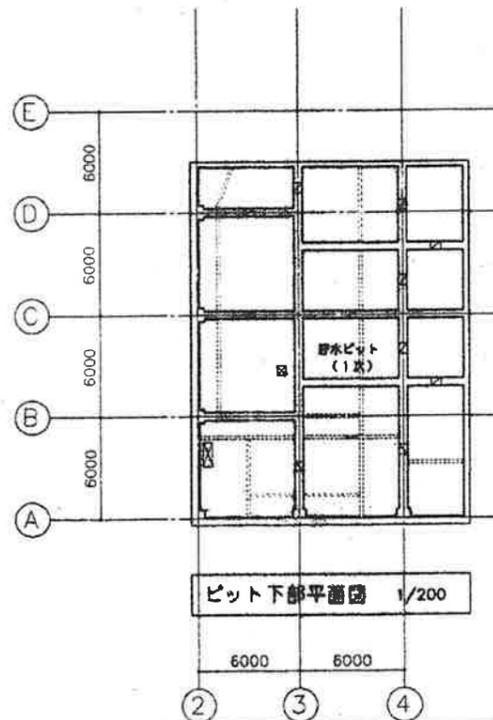
- 凡例
- ⊗ 雨水缶 600# (標準VU管でサイズ継承)
 - ⊕ 変径 3寸 45°

事業名	焼津市温水プール		
施行箇所			
図面の種類	1、2階平面図		
縮尺	1/200	図面番号	4 葉中 2
測量年月日		設計年月日	H
焼津市スポーツ課			

屋上防水層コンクリート LxWxH 厚さ: mm
 ① 2.2x0.4 x0.9x3
 ② 1.2x1.2x0.15
 ③ 0.7x0.7x0.15x2



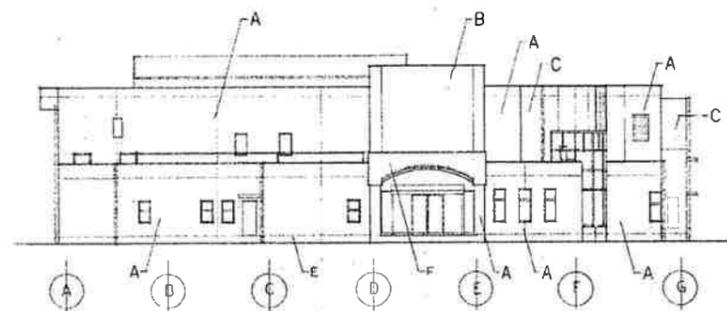
RD (ルーフトレイン) 仕様種別100#用



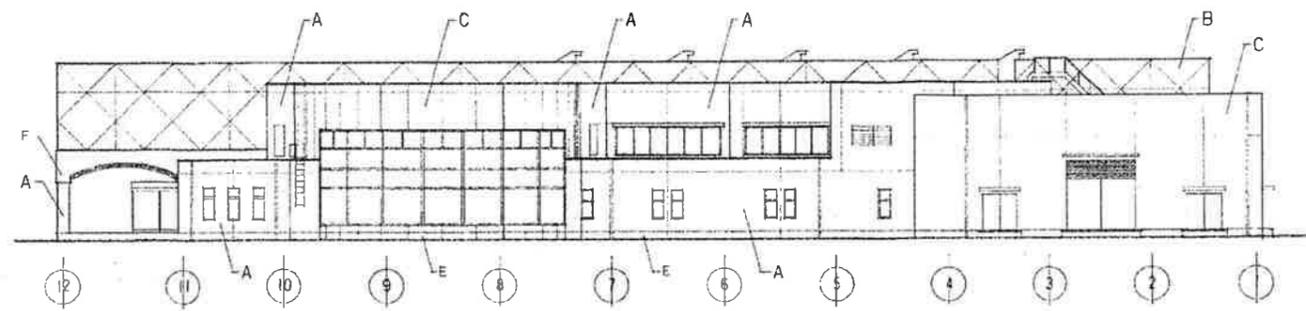
- 注記
- 貯水ピット内の床、壁は普通セメント系塗料防水
 - 点検口、マンホール下部はステンレスラップを設置の事
 - ピット内には排水管VP150φを2箇所を設置
 - 貯水ピットには溢流孔VP75φを2箇所づつ設置

- 凡例
- 上層化極点開口 φ00φ
 - 人孔 φ00φ (又は500φ、深さの1/3)
 - マンホール φ00φ
 - 上部マンホール φ00φ
- 配管ピット(A) ピット下 スラブ仕様
 配管ピット(B) ピット下 普通コンクリート
 壁 仕様 仕様種別 500

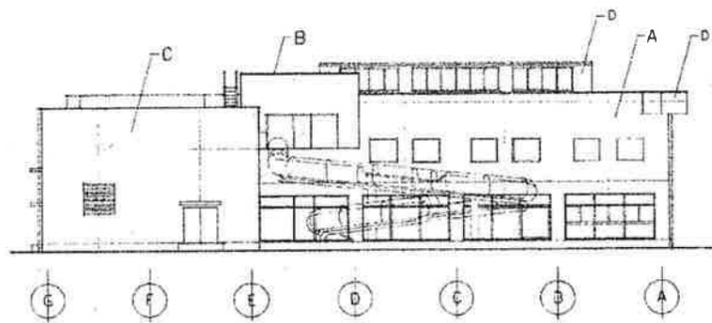
事業名	焼津市温水プール		
施行箇所			
図面の種類	屋上平面図・ピット平面図		
縮尺	1/200	図面番号	4 葉中 3
測量年月日		設計年月日	H
焼津市スポーツ課			



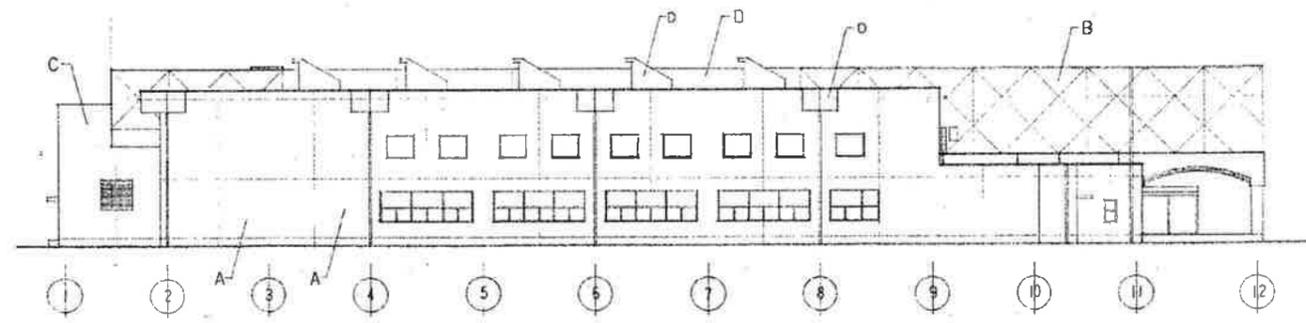
北面図



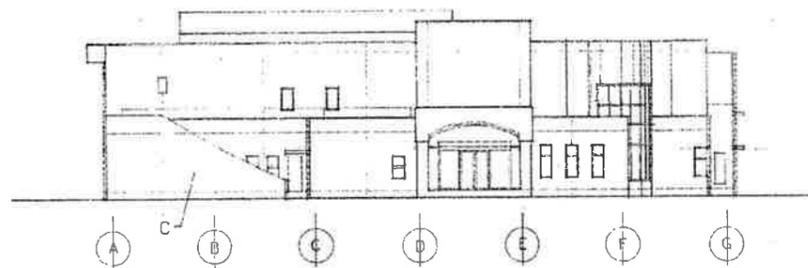
西面図



南面図



東面図



北面図

仕上凡例	
A	磁器質50ニ丁タイル
B	磁器質50Aタイル
C	フッ素クリアー樹脂塗装
D	外壁仕上防水材
	耐震スリット
E	モルタルメッシュ塗装
F	石目板仕上塗

事業名	焼津市温水プール		
施行箇所			
図面の種類	立面図		
縮尺	1/200	図面番号	4 葉中 4
測量年月日		設計年月日	H
焼津市スポーツ課			

<参考> ディスカバリーパーク焼津 温水プール 営業日の例

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
1	木	1	土	1	火	1	木	1	日 ◎◎	1	水	1	金	1	月	1	水	1	土	1	火	1	火	
2	金	2	日	2	水	2	金	2	月	2	木	2	土	2	火	2	木	2	日	2	水	2	水	
3	土	3	月	3	木	3	土 ◎	3	火 ◎	3	金	3	日	3	水	3	金	3	月	3	木	3	木	
4	日	4	火	4	金	4	日 ◎	4	水 ◎	4	土 ○	4	月	4	木	4	土	4	火	4	金	4	金	
5	月	5	水	5	土 ○	5	月	5	木 ◎	5	日 ○	5	火	5	金	5	日	5	水	5	土	5	土	
6	火	6	木	6	日 ○	6	火	6	金 ◎	6	月	6	水	6	土	6	月	6	木	6	日	6	日	
7	水	7	金	7	月	7	水	7	土 ◎◎	7	火	7	木	7	日	7	火	7	金	7	月	7	月	
8	木	8	土	8	火	8	木	8	日 ◎◎	8	水	8	金	8	月	8	水	8	土	8	火	8	火	
9	金	9	日	9	水	9	金	9	月	9	木	9	土	9	火	9	木	9	日	9	水	9	水	
10	土	10	月	10	木	10	土 ◎	10	火 ◎	10	金	10	日	10	水	10	金	10	月	10	木	10	木	
11	日	11	火	11	金	11	日 ◎	11	水 ◎◎	11	土 ○	11	月	11	木	11	土	11	火	11	金	11	金	
12	月	12	水	12	土 ○	12	月	12	木 ◎	12	日 ○	12	火	12	金	12	日	12	水	12	土	12	土	
13	火	13	木	13	日 ○	13	火	13	金 ◎◎	13	月	13	水	13	土	13	月	13	木	13	日	13	日	
14	水	14	金	14	月	14	水	14	土 ◎◎	14	火	14	木	14	日	14	火	14	金	14	月	14	月	
15	木	15	土	15	火	15	木	15	日 ◎◎	15	水	15	金	15	月	15	水	15	土	15	火	15	火	
16	金	16	日	16	水	16	金	16	月	16	木	16	土	16	火	16	木	16	日	16	水	16	水	
17	土	17	月	17	木	17	土 ◎◎	17	火 ◎	17	金	17	日	17	水	17	金	17	月	17	木	17	木	
18	日	18	火	18	金	18	日 ◎◎	18	水 ◎	18	土 ○	18	月	18	木	18	土	18	火	18	金	18	金	
19	月	19	水	19	土 ○	19	月 ◎◎	19	木 ◎	19	日 ○	19	火	19	金	19	日	19	水	19	土	19	土	
20	火	20	木	20	日 ○	20	火	20	金 ◎	20	月 ○	20	水	20	土	20	月	20	木	20	日	20	日	
21	水	21	金	21	月	21	水 ◎	21	土 ◎◎	21	火	21	木	21	日	21	火	21	金	21	月	21	月	
22	木	22	土	22	火	22	木 ◎	22	日 ◎◎	22	水	22	金	22	月	22	水	22	土	22	火	22	火	
23	金	23	日	23	水	23	金 ◎	23	月	23	木	23	土	23	火	23	木	23	日	23	水	23	水	
24	土	24	月	24	木	24	土 ◎◎	24	火 ◎	24	金	24	日	24	水	24	金	24	月	24	木	24	木	
25	日	25	火	25	金	25	日 ◎◎	25	水 ◎	25	土	25	月	25	木	25	土	25	火	25	金	25	金	
26	月	26	水	26	土 ○	26	月	26	木 ◎	26	日	26	火	26	金	26	日	26	水	26	土	26	土	
27	火	27	木	27	日 ○	27	火 ◎	27	金 ◎	27	月	27	水	27	土	27	月	27	木	27	日	27	日	
28	水	28	金	28	月	28	水 ◎	28	土 ◎◎	28	火	28	木	28	日	28	火	28	金	28	月	28	月	
29	木	29	土	29	火	29	木 ◎	29	日 ◎◎	29	水	29	金	29	月	29	水	29	土				29	火
30	金	30	日	30	水	30	金 ◎	30	月	30	木	30	土	30	火	30	木	30	日				30	水
		31	月			31	土 ◎◎	31	火 ◎			31	日			31	金	31	月				31	木

水夢館営業日：303日 ○準繁忙日：15日 ◎繁忙日：26日 ◎◎特別繁忙日：17日 休館日